

目

次

	頁
第 22 号議案 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例	118
第 23 号議案 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	119
第 24 号議案 埼玉県行政手続条例の一部を改正する条例	120
第 25 号議案 埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	122
第 26 号議案 埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例	127
第 27 号議案 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	128
第 28 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	129
第 29 号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	130
第 30 号議案 埼玉県公告式条例の一部を改正する条例	131
第 31 号議案 埼玉県屋内総合プール条例	132
第 32 号議案 埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例	141
第 33 号議案 埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例	142
第 34 号議案 埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例	143
第 35 号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	145
第 36 号議案 埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例	147
第 37 号議案 本多静六博士奨学資金貸与条例の一部を改正する条例	148
第 38 号議案 埼玉県森林整備担い手基金条例を廃止する条例	149

		頁
第 39 号議案	埼玉県県産木材利用促進条例	150
第 40 号議案	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	155
第 41 号議案	埼玉県県営住宅基金条例を廃止する条例	156
第 42 号議案	埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	157
第 43 号議案	埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	158
第 44 号議案	埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例	159
第 45 号議案	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	160
第 46 号議案	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	161
第 47 号議案	埼玉県高等学校等教育改革推進基金条例	162
第 48 号議案	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	164
第 49 号議案	埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	165

第二十二号議案

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年埼玉県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「五億円」を「八億円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

議会の議決に付すべき契約に係る予定価格の金額を改定したいので、この案を提出するものである。

第二十三号議案

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「七千二百五十三人」を「七千二百七十六人」に改め、同項第九号中「百三十三人」を「百三十九人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

児童虐待防止対策の強化、流域下水道管の復旧工事及び抜本的対策の推進等に対処するため、職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第二十四号議案

埼玉県行政手続条例の一部を改正する条例

埼玉県行政手続条例（平成七年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるとする状態に置く措置をとることによって行うものとする。

この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十二條第三項中「第十五条第三項」及び「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の下に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第二十九條中「第十五条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「同条第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第二十八條第三号」に、「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

附 則

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。

2 改正後の第十五条第三項及び第四項（これらの規定を改正後の第二十二條第三項及び第二十九條において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事

大野元裕

提案理由

行政手続法の一部改正を踏まえ、公示の方法による聴聞等の通知について、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができるとする状態に置く等の措置をとることによって行うこととし、及び規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第二十五号議案

埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

第二条第二号中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同条第五号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条第八号に後段として次のように加える。

この場合において、經由機関（条例等の規定に基づき県の機関等以外の者を経由して行われる申請等における当該県の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から經由機関に対して行われるもの及び經由機関から他の經由機関又は当該申請等を受ける県の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

第二条第九号に後段として次のように加える。

この場合において、經由機関（条例等の規定に基づき県の機関等以外の者を経由して行う処分通知等における当該県の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う県の機関等が經由機関に対して行うもの及び經由機関が他の經由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

第二条第十一号中「作成し」を「作成し、」に改める。

第三条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「県の執行機関等が」を「規則で」に改め、「ところにより、」の下に「規則で定める」を加え、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条

第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「申請等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かわらず、」の下に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第九条において同じ。）の利用その他の」を加え、「県の執行機関等が」を「規則で」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の二項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

第四条第一項を次のように改める。

処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第四条第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、

「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「県の執行機関等が」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の一項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

第五条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「県の執行機関等が」を「規則で」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加える。

第六条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「県の執行機関等が」を「規則で」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「作成等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に、「県の執行機関等が」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削る。

第七条を次のように改める。

(適用除外)

第七条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして別表の上欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定に基づくもの 同表の下欄に掲げるこの条例の規定

二 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの(第三条第一項又は第四条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第三条及び第四条の規定

三 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第五条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第五条及び前条の規定

第八条第一項中「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政」に改め、同条第二項中「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に、「確保するよう努めなければ」を「確保するために必要な措置を講じなければ」に改め、同条第三項中「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政」に改める。

第十条を第十一条とする。

第九条の見出しを「(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)」に改め、同条中「少なくとも毎年度一回、県の機関等が」を削り、「使用して行わせ又は」を「使用する方法により」に改め、「できる」の下に「県の機関等に係る」を加え、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、「により」の下に「随時」を加え、同条を第十条とする。

第八条の次に次の一条を加える。

(添付書面等の省略)

第九条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものに

については、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等を行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

2 職員の旅費に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第四条中第八項を削り、第九項を第八項とする。

第十一条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

(知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。

一 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成十一年埼玉県条例第六十一号)別表第一百四項第二号事務の欄

二 埼玉県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十八年埼玉県条例第九号)第二条第一号ロ及び同条第九号ただし書

三 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和七年埼玉県条例第四十八号)第三条のうち知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表第二十三項第二号事務の欄及び第一百四項第二号事務の欄の改正規定

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

行政手続等の利便性を向上するため、登記事項証明書等の添付書面等を省略できることとする等したいので、この案を提出するものである。

第二十六号議案

埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二一号を次のように改める。

一 死体解剖保存法施行令（昭和二十八年政令第三百八十一号）第一条第一項の規定により經由される死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第二条第一項第一号の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

別表第二中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同表第十一号中「に関する事務であつて次に掲げるもの」を「の被貸与決定者若しくは連帯保証人の異動の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査」に改め、同号イ及びロを削り、同号を同表第十号とし、同表中第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

別表第三監査委員の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼 玉 県 知 事

大 野 元 裕

提 案 理 由

住民基本台帳法等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第二十七号議案

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中一の項を削り、同表の二の項中「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第百四十四号）」を加え、「外国人生活保護関係情報」を「生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」に改め、同項を同表の一の項とし、同表中三の項を削り、四の項を二の項とし、五の項を三の項とし、六の項を四の項とする。

別表第三中五の項及び六の項を削り、七の項を五の項とし、八の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県 知事 大野 元裕

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第二十八号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「組合休暇」の下に「、子育て部分休暇」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。

（子育て部分休暇）

第十四条の二 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第十六条（見出しを含む。）中「組合休暇」の下に「、子育て部分休暇」を加える。

第十六条の二第二項中「人事委員会規則」を「委員会規則」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

令和七年十月十六日付けで埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、小学校就学後の子を養育する職員の休暇制度を新設する等したので、この案を提出するものである。

第二十九号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項に次の一号を加える。

二十二 危険鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第六項に規定する危険鳥獣をいう。）の捕獲若しくは殺傷又はその補助に関する作業のうち特に危険又は困難なものとして委員会規則で定めるもの

第二十二条第二項に次の一号を加える。

二十二 前項第二十二号の作業 作業に従事した日一日につき千六百四十円を超えない範囲内において、当該作業の区分に応じて委員会規則で定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和七年十一月十三日から適用する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

令和八年一月八日付けで埼玉県人事委員会からされた職員の特殊勤務手当についての意見に基づき、職員の特殊勤務手当を改正したいので、この案を提出するものである。

第三十号議案

埼玉県公告式条例の一部を改正する条例

埼玉県公告式条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「その末尾に」を削り、「署名」の下に「（地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第一条に規定する措置を含む。）を」を加える。

第四条第一項中「記入して、当該職印を押した」を「記入した」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

地方自治法等の一部改正を踏まえ、条例等の公布における知事の署名について電子署名により行うことができること等としたいので、この案を提出するものである。

第三十一号議案

埼玉県屋内総合プール条例

(設置)

第一条 水泳競技の競技力の向上、水泳をはじめとするスポーツの振興及び県民の健康の増進等を図るため、埼玉県屋内総合プール（以下「屋内総合プール」という。）を川口市大字道合三百九十番地に設置する。

(業務)

第二条 屋内総合プールは、次に掲げる業務を行う。

- 一 メインプール、サブプール、飛込プール、ドライランド、選手招集所、来賓・大会役員室、競技本部、競技役員控室、コーチ室、談話室、会議室及び報道関係者室並びに附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。
- 二 競技会の開催その他の水泳競技の競技力の向上に関すること。
- 三 水泳教室の開催その他の水泳をはじめとするスポーツの振興及び県民の健康の増進に関すること。
- 四 その他屋内総合プールの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(休館日)

第三条 屋内総合プールの休館日は、次のとおりとする。

- 一 毎月の第一月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第一百七十八号）に規定する休日（次号において「休日」という。）である場合を除く。）
- 二 第一月曜日が休日である場合の当該第一月曜日の翌日（当該第一月曜日に休日が引き続きときは、当該最後の休日の翌日）
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、事情により、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第四条 施設等を利用することができる時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

(利用の許可)

第五条 施設等を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当するときは、これをしてはならない。

- 一 屋内総合プールの管理上支障があると認められるとき。
- 二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- 三 その他屋内総合プールの設置の目的に反すると認められるとき。

3 知事は、第一項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第六条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び知事の指示)

第七条 知事は、屋内総合プールの利用者の遵守事項を定め、及び屋内総合プールの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第八条 知事は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は屋内総合プールの管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

一 第五条第三項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

二 第六条の規定に違反したとき。

三 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 県は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当し、同項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第九条 利用権利者は、その利用を終えたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。前条第一項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第十条 屋内総合プールの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に屋内総合プールの施設若しくは設備を損傷し、又は物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これらを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入りの禁止等)

第十一条 知事は、屋内総合プール内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、屋内総合プールからの退去を命ずることができる。

(使用料)

第十二条 利用権利者は、別表に定める金額の使用料を納期限までに納付しなければならぬ。

(使用料の減免)

第十三条 知事は、利用権利者が、施設等を公用又は公共の用に供するため利用するときその他知事が特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第十四条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

- 一 屋内総合プールの管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。
- 二 利用権利者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。
- 三 利用権利者が、使用料の全額を納付した後、規則で定める日までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。

(職員)

第十五条 屋内総合プールに、館長その他必要な職員を置く。

(指定管理者による管理等)

第十六条 知事は、屋内総合プールの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、屋内総合プールの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

一 第二条各号に掲げる業務

二 屋内総合プールの施設（設備及び物品を含む。第十九条第一項第二号及び第二十一条において同じ。）の維持管理に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条第二項中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。

3 指定管理者が指定管理業務を行う場合については、前条の規定は、適用しない。
(指定管理者の指定の手続)

第十七条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとする

るものの申請により行う。

2 知事は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

一 県民の平等な屋内総合プールの利用を確保することができること。

二 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に屋内総合プールの運営を行うことができること。

三 屋内総合プールの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。

四 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

五 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

3 前二項の規定にかかわらず、知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の規定に基づき選定された民間事業者を指定管理者として指定することができる。

（指定管理者の公表等）

第十八条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

（管理の基準等）

第十九条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に屋内総合プールの運営を行うこと。

二 屋内総合プールの施設の維持管理を適切に行うこと。

三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

二 指定管理業務の実施に関し必要な事項

三 指定管理業務の事業報告に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、屋内総合プールの管理の適正を期するため必要

な事項

(指定の取消し等)

第二十条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 指定管理業務又はその経理に関する知事の指示に従わないとき。
- 二 第十七条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- 三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

3 第十八条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

(指定管理者による施設の現状変更等)

第二十一条 指定管理者は、屋内総合プールの施設の改修、増設その他の知事が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった屋内総合プールの施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第二十二条 知事は、地方自治法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者に施設等の利用に係る料金(次項、次条第一項及び同条第四項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める金額に百分の百二十を乗じて得た額を超えない範囲内において定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(利用料金の納付等)

第二十三条 利用権利者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納期限までに指定管理者に納付しなければならない。この場合において、第十二条の規定は、適用しない。

2 指定管理者は、利用権利者が前項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

3 県又は指定管理者は、利用権利者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

4 第十三条及び第十四条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第十三条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「知事の承認を得て、利用料金」と、第十四条中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、屋内総合プールの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第三項の規定は同日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第十六条第一項の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(次項及び附則第四項において「施行日」という。)前においても、第十七条から第二十条及び第二十二条第二項の規定の例により行うことができる。

3 第五条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例によりその申請を行うことができる。

4 第十六条第一項の規定により指定管理者が指定管理業務を行っている場合において、前項の規定により施行日前に知事に対して施設等の利用の許可の申請がされているときは、当該申請は、施行日以後は、指定管理者に対してされた申請とみなす。

別表(第十二条、第二十二関係)

一 プールを占有で利用する場合

施設の名称	区分	単位	金額(円)
	一レーン	二時間	三、九〇〇

施設の名称	単位	金額(円)
-------	----	-------

二 プールを占用以外で利用する場合

として利用するときは、サブプールの項の規定を準用する。

二 メインプールを可動壁により分割して、その一方を二十五メートルプール

C	B	A
入場料を徴収するとき。	入場料を徴収しない場合で、アマチュアスポーツ以外のために利用するとき。	入場料又はこれに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収しない場合で、アマチュアスポーツのために利用するとき。

備考
一 区分の欄におけるA、B及びCとは、それぞれ次の表に掲げる利用をいう。

飛込プール			サブプール						メインプール				
C	B	A	C		B		A		C		B		A
全面	全面	全面	全面	一レーン	全面	一レーン	全面	一レーン	全面	一レーン	全面	一レーン	全面
二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間
一六五、〇〇〇	七三、〇〇〇	一九、〇〇〇	二八六、〇〇〇	二八、六〇〇	一〇四、〇〇〇	一〇、四〇〇	三一、〇〇〇	三、一〇〇	三五一、〇〇〇	三五、一〇〇	一三一、〇〇〇	一三、一〇〇	三九、〇〇〇

メインプール、サブプール、飛込プール	二時間	
	一般	高校生以下
	六〇〇	三五〇

備考

一 利用時間が二時間を超える場合の金額は、この表に定める金額に二時間を超える一時間ごとに当該金額の二分の一に相当する額を加えた額とする。この場合において、利用時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として金額を算定する。

二 高校生以下とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校に在学する者をいう。

三 小学校就学前の者については、無料とする。

四 回数券の金額（同一人が一回につき二時間を単位として十一回利用しようとするときの金額をいう。）は、この表の金額の十倍に相当する金額とする。

三 附属施設を利用する場合

施設の名称	単位	金額（円）
ドライランド	一時間	四、〇〇〇
選手招集所	一時間	二、五〇〇
来賓・大会役員室	一時間	二、〇〇〇
競技本部	一時間	二、〇〇〇
競技役員控室一	一時間	一、〇〇〇
競技役員控室二	一時間	五〇〇
競技役員控室三	一時間	一、〇〇〇
コーチ室	一時間	五〇〇
談話室	一時間	五〇〇
会議室	一時間	五〇〇
報道関係者室	一時間	五〇〇

四 附属設備を利用する場合

知事が別に定める額

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事

大野元裕

提案理由

水泳競技の競技力の向上、水泳をはじめとするスポーツの振興及び県民の健康の増進等を図るため、新たに埼玉県屋内総合プールを設置したいので、この案を提出するものである。

第三十二号議案

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県衛生試験等手数料条例（昭和二十三年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号ハ中	「浄水	五十一項目につき
	原水	四十項目につき
二十四万二千二百円	を「浄水	五十二項目につき
二万八百元	」	四十一項目につき
万二千八百七十円	に改める。	二十
八万四千四百七十円		二十

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

水質基準に関する省令の一部改正に伴い、水質試験の手数料の額の改定等をしたので、この案を提出するものである。

第三十三号議案

埼玉県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成二十九年埼玉県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第十一条第三項から第五項まで」を「、第十一条第三項から第五項まで及び第十一条の二第三項から第五項まで」に改める。

第十六条を第十九条とし、第十五条の次に次の三条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

第十六条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、本県に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 令第十一条の二第三項第一号に掲げる額

二 令第十一条の二第三項第二号に掲げる額

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第十七条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令第十一条の二第四項第一号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第十八条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令第十一条の二第五項第一号に掲げる数とする。

附則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行に関し必要な行為は、改正後の第十六条から第十九条までの規定の例により、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和八年二月十九日提出

埼玉県 知事 大野 元裕

提案理由

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の徴収に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

第三十四号議案

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例

埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公的医療機関」の下に「等」を、「特定診療科等」の下に「若しくは準特定診療科」を加える。

第二条第二項を次のように改める。

2 この条例において「公的医療機関等」とは、公的医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関をいう。）又は独立行政法人国立病院機構が開設する医療機関をいう。

第二条第三項中「（診療科名中に産科を示す名称を有する診療科をいう。）」及び「（診療科名中に小児科を示す名称（これに類するものとして規則で定めるものを含む。）を有する診療科をいう。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この条例において「特定医療機関」とは、特定地域の公的医療機関等又は医師の確保が必要な医療機関として知事が定めるものをいう。

第二条に次の二項を加える。

5 この条例において「準特定診療科」とは、県内の病院の外科又は県内の医療機関の総合診療を担う診療科をいう。

6 この条例において「特定期間」とは、第四条第一項に規定する奨学金の貸与期間の二分の三に相当する期間をいう。

第三条第一項第一号ニ及び第二号ハ並びに第六条第二号中「公的医療機関又は特定診療科等」を「公的医療機関等又は特定診療科等若しくは準特定診療科」に改める。

第八条に次のただし書を加える。

ただし、その者が次条各号のいずれにも該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

第八条第一号を次のように改める。

一 特定医療機関又は特定診療科等若しくは準特定診療科に医師として勤務しているとき。

第八条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「後期研修（埼玉県後期研修医研修資金貸与条例（平成二十一年埼玉県条例第十三号）第二条第五項の後期研修をいう。）」を「専門研修（臨床研修を修了した医師が専門性を高めるために受ける研修で知事が認めるものをいう。次条第一号及び第三号において同

じ。）」に改め、「（第一号）の下に「及び第二号」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号中「において臨床研修」を「（医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の二第一項の知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものをいう。次条第二号及び第三号において同じ。）において臨床研修（同項の臨床研修をいう。以下同じ。）」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 県内の病院に医師として勤務しているとき（前号に該当する場合を除く。）。
第九条を次のように改める。

（返還等の債務の当然免除）

第九条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、奨学金の返還等の債務を免除するものとする。

- 一 特定医療機関に医師として勤務した期間と県内の病院（特定医療機関を除く。）に医師として勤務した期間とを合計した期間が特定期間に達し、かつ、特定医療機関に医師として勤務した期間（臨床研修を受講した期間及び専門研修を受講した期間（専門研修を受講した期間にあつては、当該研修を受講した期間のうち二年を超える期間に限る。）を除く。）が四年に達したとき。
- 二 特定診療科等に医師として勤務した期間と県内の臨床研修病院において臨床研修を受講した期間（この期間が二年を超えるときは、二年とする。次号において同じ。）とを合計した期間が特定期間に達したとき。
- 三 準特定診療科に医師として勤務した期間と県内の臨床研修病院において臨床研修を受講した期間とを合計した期間が特定期間に達し、かつ、特定医療機関の準特定診療科に医師として勤務した期間（専門研修を受講した期間を除く。）が二年に達したとき。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

医師の確保が必要な地域又は診療科等に勤務する医師の育成及び確保を一層円滑にするため、奨学金の返還免除の要件等を改めたいので、この案を提出するものである。

第三十五号議案

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号ホ(2)中「第二号イ(一)」を「ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、令第三十四条の二第二号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。第二号イ(1)(一)」に改め、同号ホ(3)中「場合」の下に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。第二号イ(1)において同じ。）」を加え、同号ホ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、ハ(8)、(9)、(12)、(13)、(16)及び(17)並びにニ(7)の基準を適用しない。

別表第二号イを次のように改める。

イ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

(1) 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(一) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(二) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(三) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(2) 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(一) 施設（全自動調理機を含む。(二)及び(六)において同じ。）の全体の衛生状況を確保するための監視設備を有すること。

(二) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

(三) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常

が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

(四) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

(五) 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。

(六) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

別表第四号中「付された営業」の下に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

食品衛生法施行規則の一部改正を踏まえ、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業許可に係る施設の基準を定めたいので、この案を提出するものである。

第三十六号議案

埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

名称	位置	管轄区域
埼玉県熊谷家畜保健衛生所	熊谷市	熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、秩父郡（東秩父村を除く。）、児玉郡、大里郡
埼玉県川越家畜保健衛生所	川越市	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、東松山市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡、入間郡、比企郡、秩父郡のうち東秩父村、南埼玉郡、北葛飾郡

附則

この条例は、令和八年九月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提案理由

埼玉県中央家畜保健衛生所を廃止するとともに、埼玉県熊谷家畜保健衛生所及び埼玉県川越家畜保健衛生所の管轄区域を変更したいので、この案を提出するものである。

第三十七号議案

本多静六博士奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

本多静六博士奨学資金貸与条例（昭和二十八年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「修業年限が二年以上の専門課程」を「専修学校にあつては、専門課程でその修業年限が二年以上であるもの又は専攻科」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

本多静六博士奨学資金の奨学生に専修学校の専攻科に在学する者を加えたいので、この案を提出するものである。

第三十八号議案

埼玉県森林整備担い手基金条例を廃止する条例

埼玉県森林整備担い手基金条例（平成五年埼玉県条例第十五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

埼玉県森林整備担い手基金を廃止したいので、この案を提出するものである。

第三十九号議案

埼玉県県産木材利用促進条例

埼玉県の森林は、首都圏の水源地として豊かな水を供給するほか、地球温暖化の防止等の多面的機能を有し、私たちの生活に欠かすことのできない大切な役割を果たしている。

また、環境への負荷が少ない資源である木材を利用することは、森林の有する多面的機能の持続的な発揮につながるとともに、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与するものである。

令和七年五月に本県で第七十五回全国植樹祭が開催され、多くの恵みをもたらす森林を将来に受け継いでいくため、森林資源の活用や木材の利用拡大を図る「活樹」の重要性を全国に発信した。

ここに、私たちは、この「活樹」の理念の下、水の源に感謝し、県産木材の積極的な利用と森林資源の循環利用を進め、本県の豊かな森林を未来へつないでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、県産木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、県産木材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県産木材 県内の森林から生産された木材をいう。
- 二 森林の有する多面的機能 県土の保全、災害の防止、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給その他の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- 三 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 四 森林所有者 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第二項に規定する森林所有者をいう。
- 五 林業事業者 森林施業（伐採、造林、保育その他の森林における施業をいう。

第十二条第二号において同じ。）を行う者をいう。

六 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。

七 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 県産木材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 森林の伐採、利用、造林及び保育を繰り返すことによる森林資源の循環利用により、豊かな森林が継承され、森林の有する多面的機能の持続的な発揮が図られること。

二 森林資源の有効な活用が地域の経済の活性化に資することに鑑み、県産木材の経済的価値を最大化させることにより、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展が図られること。

三 県民が、森林についての理解を深めるとともに、県産木材の利用に対する意識を高め、県産木材を積極的に利用することにより、県民の豊かな暮らしの実現が図られること。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、県産木材の利用の促進に関する施策の推進に当たっては、国、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者その他関係事業者との連携協力を図るものとする。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、県産木材の積極的な利用に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第六条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林の適切な整備及び保全に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業事業者の役割)

第七条 林業事業者は、基本理念にのっとり、森林の適切な整備及び保全、県産木材の安定的な供給、人材の育成その他の林業の振興に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第八条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の積極的な利用、県産

木材を利用した製品の安定的な供給及び品質の向上、人材の育成その他の木材産業の振興に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（建築関係事業者の役割）

第九条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の積極的な利用、木造建築の技術の継承及び人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第十条 県民は、基本理念にのっとり、県産木材の利用の意義について理解を深め、県産木材を利用した製品の積極的な利用に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県産木材の利用の促進に関する指針の策定及び公表）

第十一条 知事は、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材の利用の促進に関する指針（以下この条において「指針」という。）を策定するものとする。

2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 県産木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

二 県産木材の利用の目標

三 県産木材の供給体制の整備に関する基本的事項

四 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十一条第二項各号に規定する事項

五 前各号に掲げるもののほか、県産木材の利用の促進に関し必要な事項

3 知事は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表しなればならない。

（県産木材の安定的な供給の確保等）

第十二条 県は、県産木材の安定的な供給の確保及び生産性の向上を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

一 森林資源の利用及び再生産を図るための森林の整備に関すること。

二 県産木材の生産に係る基盤の整備及び森林施業の効率化に関すること。

三 県産木材の加工及び供給の体制の整備に関すること。

（県産木材の利用の促進）

第十三条 県は、県産木材の利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

一 建築物その他の工作物及びこれらに係る工事における県産木材の利用に関すること。

二 県産木材の産地及び炭素貯蔵量の認証に関すること。

三 県産木材の用途及び販路の拡大に関すること。

(県の建築物等における県産木材の利用)

第十四条 県は、県産木材の利用の促進に資するため、その整備する建築物その他の工作物及びこれらに係る工事において、自ら率先して県産木材の利用に努めるものとする。

(人材の確保及び育成)

第十五条 県は、林業及び木材産業を担う人材を確保し、及び育成するため、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県産木材を利用した建築物の設計等を行う人材を確保し、及び育成するため、必要な施策を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第十六条 県は、市町村が実施する県産木材の利用の促進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(普及啓発)

第十七条 県は、県産木材の利用に対する県民の理解を深めるため、木の良さ及びその利用の意義を学ぶ機会の確保、広報、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第十八条 県は、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者その他関係事業者が相互に協力することができる体制の整備に努めるものとする。

(実施状況の公表)

第十九条 知事は、毎年度、県産木材の利用の促進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、県産木材の利用の促進のための施策に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事

大野 元 裕

提 案 理 由

県産木材の利用の促進に関し、基本理念等を定めることにより、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与したいので、この案を提出するものである。

第四十号議案

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。
別表都市整備部の項第一百七号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第五十五条第一項」を「第六十三条の五十九第一項」に、「の特例の」を「又は各部分の高さに関する特例の」に、「要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料」を「要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県 知事 大野 元裕

提 案 理 由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション等の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料の額を定めるとともに、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第四十一号議案

埼玉県営住宅基金条例を廃止する条例

埼玉県営住宅基金条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（埼玉県営住宅事業特別会計条例の一部改正）

2 埼玉県営住宅事業特別会計条例（昭和三十九年埼玉県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、県営住宅基金から生ずる収入」及び「、県営住宅基金積立金」を削る。

令和八年二月十九日提出

埼玉県 知事 大野 元 裕

提 案 理 由

埼玉県営住宅基金を廃止したいので、この案を提出するものである。

第四十二号議案

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「又は一部について勤務しないことをいう。」の下に「、子育て部分休暇（当該職員が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県 知事 大野 元裕

提 案 理 由

県の一般職員に準じ、企業職員の給与の基準を改定したいので、この案を提出するものである。

第四十三号議案

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「又は一部について勤務しないことをいう。」の下に「、子育て部分休暇（当該職員が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

県の一般職員に準じ、流域下水道事業企業職員の給与の基準を改定したいので、この案を提出するものである。

第四十四号議案

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例
埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十号）の
一部を次のように改正する。

第一項中「七百三十三人」を「七百三十八人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県 知事 大野 元 裕

提 案 理 由

教員等による児童対象性暴力等を防止する措置を講ずること等に対処するため、
教育委員会事務局職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第四十五号議案

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

職員種別	学校種別	
	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程に限る。）	県立及び市町村立の特別支援学校
校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	七、七八四 人	五、〇三五 人
その他の職員	一、三〇五 人	五二五 人
		九、九一四 人
		一七、五九二 人
		五二三 人
		九九〇 人

附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間は、同項の表中「七、七八四人」とあるのは「七、八四七人」と、「九、九一四人」とあるのは「一〇、〇一八人」とする。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第四十六号議案

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「組合休暇」の下に「、子育て部分休暇」を加える。

第十六条の次に次の一条を加える。

（子育て部分休暇）

第十六条の二 子育て部分休暇は、学校職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第十八条（見出しを含む。）中「組合休暇」の下に「、子育て部分休暇」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

令和七年十月十六日付けで埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、小学校就学後の子を養育する学校職員の休暇制度を新設したいので、この案を提出するものである。

第四十七号議案

埼玉県高等学校等教育改革推進基金条例

(設置)

第一条 公立の高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）における教育改革の推進のための事業に要する経費の財源に充てるため、埼玉県高等学校等教育改革推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

公立の高等学校等における教育改革の推進のための事業に要する経費の財源に充てるため、埼玉県高等学校等教育改革推進基金を設置したいので、この案を提出するものである。

第四十八号議案

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」及び「。以下同じ」を削り、「法第三条」を「同法第三条」に改める。

第二条を次のように改める。

（補償の範囲、金額、支給方法等）

第二条 補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の規定の例による。

第二条の二から第二十一条までを削る。

第二十二条中「教育委員会」を「埼玉県教育委員会」に改め、同条を第三条とする。

第二十三条中「教育委員会規則」を「埼玉県教育委員会規則」に改め、同条を第四条とする。

附則第一条の二から第四条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削り、別表を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提案理由

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償の範囲、金額、支給方法等について、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定の例によることとしたいので、この案を提出するものである。

第四十九号議案

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県地方警察職員定数条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二百九十三人」を「二百九十七人」に、「六百九十一人」を「七百一人」に、「七千三十二人」を「七千三百三十七人」に、「三千六百八十三人」を「三千七百三十九人」に改める。

附則第三項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（職員の定数の特例）」を付し、同項の次に次の一項を加える。

4 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間は、警察官以外の職員の定数は、第二条第一項第二号の規定にかかわらず、同号で定める職員の定数に二人を加えた定数とする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

警察事務の増大等に伴い、警察官の階級別の定数を改定する等したいので、この案を提出するものである。